

各都道府県建設業協会の長 殿

国土交通省 不動産・建設経済局
建設業課 建設業技術企画室長

建設発生土の最終搬出先確認義務化（令和6年6月より）に伴う

ストックヤード運営事業者登録制度の活用及び周知のお願い

日頃より、建設業行政に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和3年7月に熱海市で発生した土石流災害を受け、不法・危険盛土等の発生を防止するため、建設発生土の適正利用等を徹底する観点から、資源有効利用促進法の省政令改正により、元請業者に搬出先の盛土規制法の許可等の確認や搬出後の土砂受領書の確認などが義務づけられています。

さらに、令和6年6月からは、ストックヤード等へ搬出した場合において最終の搬出先まで確認を行うことが義務づけられることとなりますが、登録ストックヤード（ストックヤード運営事業者登録制度により登録されたストックヤード）を使えば、最終搬出先までの確認が不要となります。

このたび、ストックヤード運営事業者登録制度の概要パンフレットを新しく作成いたしました。登録ストックヤードの活用に向けて役立てていただくとともに、普段からお取引のあるストックヤード事業者の皆様にご登録制度を紹介いただく趣旨でパンフレットを送付させていただきます。

貴団体におかれましては、貴団体傘下の建設業者等に対して周知いただきますようお願い申し上げます。

※パンフレットの電子データは、国土交通省建設業課 HP「ストックヤード運営事業者登録制度」ページに掲載しております。

<WEB 説明会のご案内>

- 日程 : 4月5日（金） 14:00~15:00
プログラム : スtockヤード運営事業者登録制度の概要、登録制度への申請方法（予定）
参加対象 : スtockヤード運営事業者の皆様（元請業者の方も参加可能です。）
参加費用 : 無料
実施方法 : Teams による WEB 説明会
申込方法 : 下記 URL もしくは QR コードより必要事項を記載し申込みいただきますと、後日 WEB 説明会用の URL をご案内いたします。
<https://forms.office.com/r/im15WNwtzd>
申込締切 : 4月3日（水）12時



【制度全般・説明会に関する問合せ】 国土交通省不動産・建設経済局建設業課

TEL 03-5253-8111（内線 24719、24733）

【登録・申請に関する問合せ】 パンフレットに記載している地方整備局等へお願いします。